

## BLUEROSE 委託販売 ガイドライン

BLUEROSE

株式会社 BASIC

神奈川県横浜市中区尾上町 4-54kannnai exビル 7F

2013/04/30 【改訂版】

委託販売を請け負うにあたり以下のガイドラインをご了承いただく必要があります。

### 1 委託販売とは

委託販売(以下「本サービス」といいます)とは、お客様が商品の委託販売を希望し、当社が提示した当該商品の販売価格に同意した場合に、当社が委託販売ガイドラインに定める条件でお客様との間で委託販売契約(以下「委託契約」といいます)を締結し、当該商品を委託販売するサービスです。

当社が本サービスにおいてお客様から委託販売ができる商品は、お客様に所有権その他の処分権が帰属し、かつ当社が委託販売ガイドラインにおいて本サービスの対象として定める商品(以下「取扱商品」といいます)に限ります。

### 2.年齢制限

未成年の方の委託販売は出来ません。

### 3.取扱商品

取扱ブランド、アイテムは【別紙取り扱いブランド】です。取扱商品に該当するかどうかはお客様ご自身の責任でご確認ください。取扱商品に該当するか不明な場合はあらかじめお問い合わせ下さい。該当しないブランド アイテムを当社に発送された場合には、お客様のご負担で返送します。

### 4.査定の依頼

(1)お客様が商品の委託販売を希望するときは、当社の定める方法に従い、当社に商品の査定を依頼することが必要です。

(2)商品の査定の依頼にあたっては、当社が設定するコースから商品の品目に応じた適切なコースを選択してください。(店頭、配送、引き取り)

### 宅配見積の場合

1(1)指定送付先に商品を発送するための送料は当社が負担します。ただし、次の場合はお客様の負担とします。

- 委託希望の商品はお客様のご負担になります
- 日本国外から発送した場合
- 1回の委託合計価格が5万円以下の場合

(1) 当社への査定の依頼から7日以内に指定送付先に商品が到着しない場合、査定の依頼は取り消されたものと扱います。あらためて委託販売を希望する場合には、当社の定める手続きに従い、再度、査定を依頼することが必要です。

## 2. 梱包(こんぼう)

- (1) お客様が商品を発送するときは商品が破損等しないよう適切に梱包してください。
- (2) 当社は、指定送付先に到着するまでに発生した破損等は一切責任を負いません。

## 3. 査定

- (1) 当社は、お客様が発送した商品の現物を実際に確認したうえで査定します。
- (2) 商品が未開封や新品の場合でも、動作確認および物品確認のために開封します。そのため、開封後に商品を返却する場合でも、開封に伴う責任は一切負いかねますのでご了承ください。
- (3) 査定は、委託販売ガイドラインに特に定めがある場合を除き、無償で行います。
- (4) 当社は、査定するために情報が不足している場合、当社の提携する会社に査定業務の全部または一部を委託する場合がございます。(時計の電池交換、宝石の鑑別書作成など)

## 4. 査定価格の提示

- (1) 当社は、お客様に対し、商品の査定価格を、当社の定める手続きに従い、指定送付先に商品が到着してから7日以内に当社の定める方法で提示します(電話連絡、FAX 連絡、メール連絡、いずれかをご指定下さい)

## 5. 必要書類

委託販売に際し下記の書類が必要となります。

- (1) 身分証明書のコピー(免許証、パスポート、住基カード、保険証等)

古物営業法により、買取契約を締結する前に、お客様の住所、氏名、職業および年齢を確認し、お客様がご本人様であることを確認する必要があります。

(2) 当社指定のお客様ご登録伝票に記載

(3) お見積りシートが同封されない場合お見積りに時間が掛かる場合がございます。

※初回お預かりのみ委託販売のガイドラインへの了承のサインが必要になります。

## 6. 商品を委託販売することの同意

(1) お客様が当社の提示した査定価格での商品の委託販売を希望する場合には、当社がお客様に対して査定価格を提示してから7日以内に、当社の定める手続きに従い、査定価格で商品を当社に売却することに同意する必要があります。

(2) 当社がお客様に対して査定価格を提示してから7日以内に、当社の定める手続きに従い、商品の返却を希望する旨または当社にて商品の破棄その他の処分を希望する旨の意思表示をしない場合には、お客様が査定価格で商品を委託販売することに同意したものとみなします。

## 7. 委託販売契約に基づく商品の販売権の移転時期

お客様が査定価格で商品を当社に委託販売することに同意したときに、商品の委託販売契約が有効に成立し、商品の販売権は弊社に帰属します。

商品の販売権満了日は委託販売契約終了の意思確認日 19 時までとなり、委託販売×日とは異なります。

## 8. 委託販売閉日とお支払い

委託販売期間は委託販売成立日より2ヵ月ごとに×日を設定しており、×後残った委託販売商品の委託販売継続の意思決定後、売却品に関しては所定の手数料と振り込み手数料を差引き、ご本人様名義の銀行口座にお振込み致します。お振込み額、再委託伝票に関しては郵送、メール、ファックスにてご確認頂きます。(委託手数料、期間、メンテナンス代など)  
委託品1点1点の個別精算は致しません。

## 9. 委託販売契約期間中の委託販売キャンセル

委託販売同意後は通常、委託販売のキャンセルは出来ませんが、やむ終えない事情により(転勤、健康不安による意思疎通継続が困難)売価の5パーセント委託販売キャンセル料を支払うことにより委託販売契約を終了することが出来ます。

## 10. 委託販売期間中の販売方法

委託販売契約品の販売方法は弊社に一任頂きます。

HP 雑誌掲載、掲載方法、店頭販売陳列方法等、委託者のご意向に添えない場合がございます。

## 11. 委託販売期間中の売却経過報告

委託販売期間中の売却経過に関しては、× 満了まで弊社よりご連絡は致しませんが、お電話にて売却状況の経過を確認することが出来ます。

いかなる理由であっても代理の方への途中経過報告は出来ません。

## 12. 委託販売品の販売価格変更

委託販売品の売価変更に関しましては、3 万円以上の販売価格の商品に限り 1 回のみ値下げを行うことができます。値下げ希望の場合は電話番号 045-651-6932 (BLUEROSE 見積直通) までご連絡下さい。

委託販売決定後の値上げは出来ません。

## 13. 商品の返却

(1) 当社がおお客様に対して査定価格を提示してから 7 日以内に、当社の定める手続きに従い、査定価格に同意せず商品の返却を希望する旨の意思表示をした場合、もしくは委託販売期間満了後、委託販売継続されない商品をお客様に返却します。

(2) 返却した商品が宛先不明その他の事由により当社に戻った場合、当社は 30 日間当該商品を保管します。30 日経過後はおお客様が商品の所有権その他の処分権を放棄したもものとして、当社にて商品の破棄その他の処分をしますことをご了承ください。

## 14. 商品の破棄

当社がおお客様に対して査定価格を提示してから 7 日以内に、当社の定める手続きに従い、査定価格に同意せず当社にて商品の破棄その他の処分を希望する旨の意思表示をした場合、おお客様が商品の所有権その他の処分権を放棄したもものとして、当社にて当社の負担で商品の破棄その他の処分をしますことをご了承ください。

## 15.保管費用

- (1) 指定送付先に到達後、当社は、商品を破損等しないよう適切に保管します。
- (2) 査定価格を提示した後、委託販売契約が成立した場合、お客様の同意を得て破棄その他処分をした場合または当社がお客様に商品を返送しお受け取りになった場合にも、保管費用を請求しません。
- (3) 当社がお客様に商品を返却してもお客様が受け取らない場合で当社がその後処分する場合には、査定価格の提示をした後に要した保管費用、査定費用その他の実費を請求する場合があります。当社が売却処分した場合はその代金から査定価格の提示後に要した保管費用、査定費用その他の実費に充当します。

## 16.補償

- (1) 当社の債務不履行により商品を破損または紛失した場合には客観的かつ合理的根拠に基づいて判断のうえ、お客様に生じた損害を補償します。ただし、当社による補償は、当社に故意または重過失がある場合を除き、通常生じうる範囲内の損害で、いたく返金予定額を上限とします。
- (2) 商品の価値に直接かかわらないと当社が判断する付属品(袋、レシート、箱、クリーニング袋、ハンガーその他一切の付属品)および商品内のお客様の私物(ポケットの中の現金、カード類、鍵、ハンカチ等)については一切補償しません。
- (3) 商品のお預かり期間中の経年劣化または自然損耗については一切補償しません。

上記ガイドラインは次回改定まで有効とする。

## 店頭見積もりの場合

1

ご委託希望商品と身分証明書を持参の上店頭へ直接ご来店下さい。

2

お見積もり価格にご納得いただいた場合ご委託伝票をお渡しいたします。

3

委託決定後の委託キャンセルは一切出来ません。

(引越し等やむを得ない理由の場合委託販売価格の5パーセント手数料をお支払頂き委託契約を終了することが出来ます。)

4

ご委託ご希望品はパーソナルユースのお品物に限ります。

5

査定に必要な情報が足りない場合査定に時間が掛かる場合がございます。

※一例

時計の保証書が無い、

時計が止まっている

宝石の鑑別書、鑑定書が無い

本来あるべき付属品が無い (ショルダー、ベルトなど)

6

査定金額を保留にする場合見積書を発行し見積もり有効期間はその査定額で委託受付いたします。